

大崎農政第1597号  
令和7年2月4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大崎市長 伊藤 康志

市町村名 (市町村コード)	大崎市 (04215)
地域名 (地域内農業集落名)	古川地域清滝地区 (雨生沢、北宮沢表、北宮沢裏、下清水沢、上清水沢、元清滝)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・清滝地区は、中山間地に位置しており、農地の形状は畠畔が高く、圃場区画が狭い農地となっている。この地区的農地では水稻を中心に園芸や畜産を含めた複合経営が行われている。
- ・集落営農組織では、転作作物である永年性牧草の栽培が進められるとともに、ネギやニラ等の園芸栽培にも取り組んでいる。また、畜産農家との耕畜連携が進められ、担い手への農地集積も進められている。
- ・経営体については、農業者の高齢化及び後継者不足が進んでおり、農業人口が減少傾向にある。農地の条件の悪いことから担い手不足が懸念されることから、世代交代等を機に兼業農家等多様な経営体との共存環境が進むことが求められ、担い手の高齢化も考慮して農地の集約等調整を進める必要がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・集落営農組織の継続した農業経営を維持するため、水稻・転作作物の牧草等の作物栽培を中心に、生産性の高い営農体制の強化を図ることで、農業所得の増加による安定した農業経営の確立を目指す。また、畜産農家との連携を図り、堆肥の有効利用や稻藁のすき込み等土づくりを推進し、高品質で多収の栽培方法を後継者へつなげていく。
- ・農地条件を利用してブランド化されている園芸作物である「清滝ニラ」の栽培拡大及びネギ栽培の特産化に向けて取り組んでいく。
- ・担い手への一層の農地の集約化を図り、生産方式に応じた農地集約を促進し、農地利用の効率化を進めていく。
- ・地域の農業を守り発展させていくためには、意欲をもった農業の担い手(認定農業者や新規就農者等)を育てていくことが必要であることから、関係機関が連携し、担い手への農業経営育成支援を行い、円滑な農業経営の承継をめざす。また、集落営農組織へも法人化に向けての支援を行い、地域農業の担い手として確保できるよう関係機関と連携し、支援を行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,032.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,032.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・地区の農業委員、農地利用最適化推進委員を調整役として認定農業者や認定新規就農者、法人等を中心とする担い手への集積・集約化を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・担い手への農地集積は原則として農地中間管理機構を活用するものとし、担い手や貸付希望者の意向を踏まえ、担い手以外の農業者も含めた調整を行いながら、段階的に集約化する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・現状で当地区では基盤整備事業等の実施予定は無いが、農地集積に伴う担い手の負担を軽減するため、共同作業の実施等による農業施設の維持管理に継続して取り組む。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・認定農業者や認定新規就農者の育成はもとより、中小・家族経営、兼業農家などの円滑な経営継承に向けた支援、他産業からの転職や法人として起業し規模拡大を目指すなど様々な経営体を確保・育成するため、JAや県、農業委員会など関係機関と連携して支援を行う。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・JAを主体に構成する古川農作物病害虫防除協議会により、無人ヘリコプターによる水稻カメムシ及び大豆の防除作業を効率的に実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策については、農地の環境保全、鳥獣の侵入防止対策等を導入し、推進していく。
- ③ドローンによる農薬散布、自動操舵システムによる省力化等、スマート農業に取り組んでいく。
- ④水田利用が困難な農地について、畑地化推進事業を活用し推進していく。また、団地化が取組要件となっているため担い手への集約についてもあわせて推進していく。
- ⑦多面的機能支払交付金事業による、農地・保全管理等については、継続して取り組む。
- ⑨畜産農家等との連携を図り、推進していく。